

入札説明書

令和 7 年 2 月 26 日

香川県知事 池田 豊人

この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号。以下「規則」という。）、物品購入等競争入札心得（以下「入札心得」という。）及び本件業務委託に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、香川県が発注する業務委託に関し、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものです。

1 入札に付する事項

（1）委託業務名

香川県生活困窮者・被保護者就労準備支援事業

（2）委託業務の内容

別添「香川県生活困窮者・被保護者就労準備支援事業委託業務仕様書」のとおり

（3）委託業務の実施場所

別添「香川県生活困窮者・被保護者就労準備支援事業委託業務仕様書」のとおり

（4）委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（5）入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従ってください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

2 契約書作成の可否及び電子契約の可否

（1）契約書作成の可否

要します。（契約書は、原則として香川県で準備します。）

（2）電子契約の可否

可とします。

（※入札公告に記載のとおりです。）

3 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

（※入札公告に記載のとおりです。）

4 契約の内容に関する質問の受付

（※入札公告に記載のとおりです。）

5 入札及び開札

（1）入札及び開札を行う日時・場所

（※入札公告に記載のとおりです。）

（2）提出書類

①入札書（電子入札システムにより入力）

※入札書の提出にあたっては、入札金額に対応した入札金額積算内訳書（様式第3号）の電子データを添付してください。

②電子契約同意書県メールアドレス確認書（様式第4号）

（電子入札システムの入札書提出画面において、「添付資料」の欄に添付。）

※電子契約を希望する場合のみ。

（3）電子入札運用基準に基づき入札、開札を行います。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

① 当該入札に参加される方は、下記（3）により減免をされた場合を除き、開札開始時間の前までに、契約をしようとする金額（入札者の見積もった契約金額）の100分の5以上の入札保証金を納付してください。（※消費税等を含んだ金額ですのでご注意ください。）

② 開札期日の前日までに納付される方

ア 現金で納付される方は、納付書をお渡しいたしますので入札執行機関に申し出てください。（納付書により県の指定金融機関で納付してください。）

イ 保証金に代わる担保として、規則第150条に掲げる有価証券等で納付される方は、保管有価証券納付書（規則第71号様式）に必要な事項を記載し、有価証券等を入札執行機関の出納員に納付してください。（※規則第150条第1項第1号に掲げる国債等の有価証券の担保の価値は、その額面の100分の80に相当する金額となりますのでご注意ください。）

③ 開札当日に納付される方

入札保証金等納付書（規則第66号様式）に必要な事項を記載して、現金又は保証金に代わる有価証券等を、開札開始時間の前までに入札執行機関の出納員に納付してください。

④ 入札保証金等を開札日の前日までに納付された方は、開札開始時間の前までに納付済通知書又は証券領収書を入札執行職員に提示してください。

⑤ 入札保証金等の還付

ア 開札当日に納付された方は、開札終了後直ちに還付いたします。

イ 開札前日までに納付された方は、開札終了後に現金の還付請求書（様式自由）又は保管有価証券還付請求書（規則第 72 号様式）を提出していただき、後日還付いたします。（還付日は、還付手続き終了後に改めてご連絡いたします。）

ウ 落札された方が納付した入札保証金は、契約締結後に還付いたします。

⑥ 代理人が保証金の納付、還付請求、還付を受けるときは、委任状を添えて手続きを行ってください。

⑦ 上記②のイ、③、⑤、⑥の手続きに必要な「保管有価証券納付書」等の様式は、ホームページに登載しておりますのでご活用ください。

（2）契約保証金

① 落札された方は、下記（3）により減免をされた場合を除き、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付してください。

② 保証金に代わる担保として、規則第 150 条に掲げる有価証券等で納付することができます。

③ 契約保証金は、契約の履行を確認した後で還付いたします。

（3）入札保証金、契約保証金の減免を受けたい方

入札保証金、契約保証金は、規則第 152 条に該当する場合は、減免することができますので減免を希望される方は、入札公告で指定した場所に指定した日時までに入札（契約）保証金免除（減免）申請書（様式第 2 号）を提出してください。

① 入札保証金については、次のア又はイの書類を提出し、審査の結果、適当と認められた方。

なお、審査において説明を求められた場合は、申請者の負担において完全な説明をしなければなりません。

ア 香川県を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ 入札公告に記載している「入札者の参加資格」を有する方で、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と過去において当該入札の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行された方

- ・ 契約実績のある場合には、減免申請書に契約書の写しを添付してください。
- ・ 契約実績については、同一の法人によるものであれば、他の支店等の実績でもかまいません。

（※減免申請書の様式は、ホームページに登載しておりますのでご活用ください。）

② 契約保証金については、①のイの書類審査の結果、適当と認められた方又は香川県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、適当と認められた方。

7 入札者の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者

（1）施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、当該公告日現在A級に格付けされている者であること。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 入札公告に係る委託業務の円滑な実施に当たり、入札公告に記載の指定業務場所に就労支援に関して実務経験を有する者又は労務管理に関して実務経験を有する者を 1 名以上常駐させることができる者であること。

8 入札者等に求められる事項

- (1) 入札に参加を希望される方は、前記 7 の（5）の要件を満たすことを証明する書類として、業務実施体制の整備に関する証明書（様式第 1 号）を令和 7 年 3 月 12 日(水)午後 5 時までに、下記に提出（郵送の場合は、令和 7 年 3 月 12 日(水)午後 5 時までに必着）してください。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行ってください。

郵便番号 760－8570

香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県健康福祉部健康福祉総務課 生活福祉・法人指導グループ

電話番号 087-832-3258

F A X 087-806-0209

- (2) 上記 6 の（3）により提出された書類の審査結果は文書で、8 の（1）により提出された書類の審査結果は電子入札システムにより、令和 7 年 3 月 17 日(月)午後 5 時までに通知します。

9 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 上記 7 に掲げる「入札参加資格」のない者がした入札
- (2) 入札者等が連合して入札したと認められる場合
- (3) 入札に際し不正の行為があった場合
- (4) 入札者等が同一の入札について 2 以上の入札をした場合
- (5) 入札保証金の納付がないとき、又は不足する場合(免除された事業者を除く。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札心得、説明書等で指示した条件及び契約担当者があらかじめ指定した事項に違反した場合

10 落札者の決定方法

規則第 147 条第 1 項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表します。

11 入札又は開札の取り消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがあります。この場合、入札又は開札の取り消し又は延期による損害は、入札者等の負担とします。

12 履行の確認・支払い

- (1) 契約の履行を完了したときは、その旨を届け出て検収(検査)を受けてください。
- (2) 香川県が行う検査に合格した後、請求書を提出していただき、指定の金融機関の口座に請求額を振り込みます。

なお、委託期間内に履行されなかった場合は、遅延損害金（契約金額に対して当該委託期間が経過した日における民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条に定める法定利率）を徴収しますのでご注意ください。

13 その他

- (1) 期限内に提出を求められている確認書類等を提出しなかった場合は、入札に参加できません。
- (2) 一般競争入札の参加に係る費用は、入札者の負担とします。
- (3) 提出された書類等は、一切返却しません。
- (4) 落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合があります。